

南一条地区開発事業推進協議会

<規 約>

制定：平成11年11月29日

第1章（総則）

第1条（名称）

本会は、「南一条地区開発事業推進協議会」と称する。

第2条（地区）

本会の対象地区は南一条西一丁目から南一条西3丁目に至る範囲「以下、南一条地区という。」とする。

第3条（事務所）

本会の事務所は、札幌市中央区に置く。

第2章（目的及び事業）

第4条（目的）

本会は、21世紀の国際都市札幌の都心にふさわしい新たなまちづくりを目指すことを基本理念とし、都心全体に波及する代表的な「南一条地区」のまちづくりの計画、事業化の検討を次により行うことを目的とする。

- (1) 都心の良好な環境の創造と機能の更新を図るための計画立案
- (2) 市民と会員相互の利益となる市街地開発事業の計画立案及びその推進に対する支援
- (3) 札幌市のまちづくりと整合性のとれた地上空間と地下空間の施設計画及び事業化の検討

第5条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 基礎的研究及び調査
- (2) 事業計画（施設計画、資金計画、経営計画）の協議立案
- (3) 関係官庁、団体等へ陳情及び必要な協議
- (4) 会員への説明会、見学会開催
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章（会員）

第6条（会員）

本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

- ① 一番街商店街振興組合
- ② 本会の目的（第4条）に賛同する一番街商店街振興組合の組合員「以下、組合員という。」
- ③ 組合員の関係権利者（土地・建物所有者）
- ④ 役員が推薦し、会長が承認した法人及び団体

(2) 準会員

準会員は正会員外の組合員及び組合員外であって南一条地区周辺に所在する法人及び団体等とする。

(3) 特別会員

特別会員は、関係団体及び学識経験者とする。

第7条（入会手続き）

① 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

② 準会員

イ、正会員外の組合員は入会手続きを不要とする。

ロ、組合員外の南一条地区周辺に所在し、役員会の承認を得た法人及び団体等で準会員になろうとする者は、入会申込書を提出しなければならない。

③ 特別会員は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

第8条（会費及び負担金）

① 正会員の会費及び負担金は、別に定める細則によるものとし、納入期日迄に本会指定の銀行口座に振り込むものとする。

② 準会員の会費及び負担金は、徴収しない。

③ 特別会員の会費及び負担金は、徴収しない。

第9条 (退会及び除名)

(1) 退会

- ① 正会員が本会を退会しようとするときは、理由を付した退会届を提出しなければならない。退会届が役員会により受理された時から正会員としての資格を失うものとする。
- ② 正会員、準会員が南1条地区から転出したときは、転出日をもって退会したものとする。
- ③ 組合員外の準会員が退会するときは、退会届を提出するものとする。
- ④ 特別会員の退会は、役員会の協議により、会長へ具申し、会長が決定するものとする。

(2) 除名

正会員会が本会正会員として本会の名誉を傷つけ、義務に違反し、又は本会の目的に反するような行為をしたとき、もしくは会費及び負担金の一方又は双方を一カ年を超えて滞納したときは、会長は役員会の決議を経て正会員から除名することができる。

第10条 (会費の不返還)

正会員が本会を退会し又は除名された場合、既納の会費及び負担金は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第4章 (役員及び相談役)

第11条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- 会 長 1名
- 副会長 8名以内 (1名は会計担当)
- 理 事 10名以内
- 監 事 2名以内

第12条 (役員を選出)

- ① 会長は総会において、正会員の中から選出する。
- ② 副会長は会長が委嘱する。
- ③ 理事は会長が委嘱する。
- ④ 監事は総会において、正会員の中から選出する。

第13条 (役員の任期)

- ① 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ② 任期満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。

第14条 (役員報酬)

役員は報酬を受けない。ただし、職務の遂行に伴う実費、旅費については、この限りではない。

第15条 (役員職務)

- ① 会長は会務を総理する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- ③ 会計担当の副会長は本会の会計を掌握する。
- ④ 監事は会計を監査する。

第16条 (顧問及び相談役)

- ① 本会に顧問及び相談役をおくことができる。
- ② 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。
- ③ 顧問及び相談役は、会長からの諮問に応じ、会務につき意見を述べる。
- ④ 顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の残任期間とする。

第5章 (総会)

第17条 (総会)

- ① 定時総会 定時総会は毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- ② 臨時総会 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、及び正会員議決権総数の2分の1以上から請求があったとき召集する。

第18条 (総会の召集手続き)

会長は正会員に対し、総会の2週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を発送して総会の召集を通知しなければならない。又、準会員及び特別会員にも同様の書面にて総会開催の通知するものとする。

第19条 (総会の定足数)

総会の定足数は正全員議決権総数の2分の1以上とする。

第20条 (総会の議長)

総会の議長は、会長とする。

第21条 (総会の議決権)

総会の議決権は、正会員の負担額(会費及び負担金)により次のとおりとする。

負担額	100万円未満	議決権	1票
〃	100万円以上 200万円未満	〃	2票
〃	200万円以上 300万円未満	〃	3票
〃	300万円以上 400万円未満	〃	4票
〃	400万円以上	〃	5票

ただし、総会の前日迄に会費及び負担金の一方又は双方を滞納の正会員は議決権を有さない。

第22条 (総会の議決)

- ① 総会の議決は、出席正会員が有する議決権の3分の2以上をもって決するものとする。
- ② 総会に出席できない正会員は、他の正会員に委任してその議決権を行使することができる。この場合、事前に本会に委任状を提出するものとする。

第23条 (準会員、特別会員の出席)

準会員及び特別会員は総会に出席し、傍聴することができる。

第24条 (総会の議事録)

総会における議事の経過の内容及び結果は、議事録に記載し、議長及び出席役員が記名捺印するものとする。

第6章 (役員会)

第25条 (役員会)

- ① 役員会は会長、副会長及び理事で組織し、会長が必要に応じて召集する。
- ② 役員会の議長は、会長とする。
- ③ 役員会は次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 業務の執行についての事項
 - (3) 事務局長、事務局員の採用決定、服務規律についての事項
 - (4) その他会長が必要と認めた事項
- ④ 役員会の議決は、役員(会長、副会長及び理事)の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の採決によって決する。
- ⑤ やむを得ず役員会に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。この場合、事前に本会に委任状を提出するものとする。なお、委任状提出のみの場合は議長を代理人として、議事を委任し、議決権を行使することができる。
- ⑥ 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。又、議事の署名は2名とし、議長が指名する。
- ⑦ 監事は、役員会に出席して意見を述べるることができる。

第7章 (委員会)

第26条 (委員会)

本会の目的(第4条)を推進するため、役員会は役員会[第25条③の(2)業務の執行についての事項]に基づいて、各種委員会を設けることができる。なお、委員会は次によるものとする。

- ① 委員長、副委員長、委員の任免は役員会の議決により会長が行う。
- ② 委員会の運営、会議等に関し必要な事項は役員会の承認を得て委員長が行う。
- ③ 会議は、必要に応じて委員長が召集する。

第8章（会計）

第27条（資産の構成）

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 正会員の会費及び負担金
- (2) その他の収入

第28条（資産の管理）

- ① 本会の資産は、役員会の議決に基づいて会計担当の副会長が管理する。
- ② 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第29条（決算）

役員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、当該年度の収支決算書及び同年度末の財産目録を作成し、監事の監査を経た後、これを総会に提出し、その承認を得なければならない。

第30条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第9章（事務局）

第31条（事務局）

- ① 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。
- ② 本会の事務局は第3条に定める事務所に置く。
- ③ 事務局には、事務局長1名、事務局員若干名を置く。
- ④ 事務局長は、会長の指示に従って本会の事務処理に当たるものとする。

第10章（雑則）

第32条（規約の変更）

本規約の変更は、総会において、出席正会員議決権総数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第33条（解散）

本会は、次の場合には解散する。

- ① 総会において解散の決議をした場合。但し、解散の決議は総会の議決（第22条）に拘わらず出席正会員が有する議決権総数の5分の4以上をもって決するものとする。
- ② 本会の目的（第4条）が推進され、組合等の新組織が設立された場合。

第34条（細則）

本規約に定めのない事項については、役員会が必要に応じて別途定めるところによる。

以上

<付 則>

1. 本規約は、平成11年11月29日から施行する。
2. 本会の設立当初の事業年度は、第30条（事業年度）の規定に拘わらず、平成11年11月29日から平成12年3月31日までとする。
3. 本会の設立当初の役員の任期は、第13条（役員の任期）の規定に拘わらず、平成11年11月29日から平成12年3月31日までとする。